



## 火入れについてのお願い

## 火入れを行う際は必ず申請を！



今年度、町内での火災発生件数は5件（そのうち1名死亡）となっています。空気が乾燥し火災が発生しやすい時期です。田んぼの岸焼きなどの火入れを行う際は、申請書の提出を必ず行い右記のことに注意しましょう。

お問い合わせ先

危機管理課 ☎ 22-3280

### 申請は10日前までに！

- 申請受付日 開始日の10日前まで
  - 申請受付場所 本庁 危機管理課、各地域振興局 地域振興課
  - 実施期間 1件につき10日以内
  - 四万十清流消防署 本署 ☎ 22-0001 西分署 ☎ 28-5525
- 📞 開始直前および終了時には消防署へ連絡を

### 火元からは絶対に離れない！

- 火入れを行う際は必ず複数人で ※0.5haあたり5人、それ以上は0.1haにつき1人を加えた人数以上 3ha以上の火入れの実施は条例上認められません
- 火入れ中はバケツや農業用水中ポンプなど消火器材を用意
- 絶対に現場から離れないこと

### 強風・乾燥には要注意！

🚩 強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報等が発令中は実施しないこと 上記の情報が火入れ中に発表された場合は直ちに中止し、消火活動を！

## 令和3年度 入札結果 (令和3年11月実施分)

工事名など	工事場所など	落札業者名	契約金額(円)	入札日	工期
令和3年度 町道防災 第1号 町道一本松小室線防災対策工事	興津	(株)はまさき	3,289,000	11/4	11/11～3/18
令和3年度 予防 第3-10号 志和地区 がけくずれ住家防災対策工事	志和	(有)山一建設	6,501,600	11/4	11/11～3/11
令和3年度 道メ補 第1-2-8号 成川1号橋 橋梁修繕設計委託業務	打井川	(株)第一コンサルタンツ	8,668,000	11/4	11/11～3/31
令和3年度 道メ補 第1-2-9号 下津井5号線2号橋 橋梁修繕設計委託業務	下津井	構宮技術コンサルタント(株)	4,180,000	11/4	11/11～3/31
令和3年度 道メ補 第1-2-10号 カゲヒラ橋 橋梁修繕設計委託業務	上岡	(有)高南技術コンサルタント	6,710,000	11/4	11/11～3/31
令和3年度 3災 第118号 町道田野々江師線 道路災害復旧工事	江師	(有)郷田組	8,294,000	11/18	11/25～3/15
令和3年度 道メ補 第1-1-13号 重木橋 橋梁修繕工事	弘瀬	(有)大和建設	3,223,000	11/18	11/25～2/28
令和3年度 道メ補 第1-1-14号 筋橋 橋梁修繕工事	大正中津川	(株)井原組	9,449,000	11/18	11/25～2/28
令和3年度 農耕 第3号 南川口地区農地整備工事	南川口	(有)山崎建設	7,213,800	11/18	11/25～2/18
令和3年度 道メ補 第1-1-10号 日乃出橋橋梁修繕工事	榊山町	(有)三浦建設	45,115,400	11/25	議決日翌日～3/31
令和3年度 防安全 第1-014-1号 町道広瀬線舗装工事	広瀬	(有)竹村総合建設	8,030,000	11/25	12/2～2/28
令和3年度 四万十町立小学校 遊具改修工事 (十和地区)	四万十町内	(有)岡田建設	3,019,500	11/25	12/2～3/18
令和3年度 移住定住促進用 中間管理住宅 改修工事 (高野)	高野	(有)牧野建築	11,000,000	11/25	12/2～3/25
令和3年度 移住定住促進用 中間管理住宅 改修工事 (川ノ内)	川ノ内	(有)牧野建築	12,870,000	11/25	12/2～3/25
令和3年度 四万十町立小学校 遊具改修工事 (窪川地区)	四万十町内	(有)三浦建設	5,381,200	11/25	12/2～3/18
令和3年度 移住定住促進用 中間管理住宅 改修工事 (大正大奈路)	大正大奈路	(有)郷田組	16,170,000	11/25	12/2～3/25
令和3年度 移住定住促進用 中間管理住宅 改修工事 (大正中津川)	大正中津川	(株)井原組	13,376,000	11/25	12/2～3/25
令和3年度 四万十町立小学校 遊具改修工事 (大正地区)	四万十町内	(株)田邊建設	3,091,000	11/25	12/2～3/18

※予定価格 250万円以上の工事・委託業務についてのみ公表しています。 契約金額は、消費税および地方消費税込みの金額。

いつもごみの不法投棄防止にご協力いただきありがとうございます。

おかげさまで四万十町内でも、ごみの不法投棄者の検挙につながっています。



不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」違反となり、違反者には、5年以下の懲役もしくは、1,000万円（法人は3億円）以下の罰金、場合によっては、その両方が科せられます。

農道や山林、道路脇の待避所や交通量の少ない道路脇などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトル、ビール缶や弁当ごみなどのポイ捨てから、わざわざ運んできて放置する粗大ごみまで、それらは全て不法投棄であり、重大な犯罪行為です。四万十町内でも、警察による検挙により、家庭ごみの不法投棄で罰金刑などが科せられています。町では巡回・監視パトロールなどで防止に努めていますが、「きれいなまち」「住みやすいまち」を目指し、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに町民全員で不法投棄の防止に取り組みしましょう。

### 不法投棄を発見したら！

- 1 発見日時
  - 2 発見場所
  - 3 不法投棄者の特徴
  - 4 車種・車両ナンバー
  - 5 投棄物の内容など
- をわかる範囲でご確認いただき、環境水道課または警察へ連絡してください。  
※危険ですから、不法投棄者に対して一人で近づいたり注意をしたりしないでください。



### 私有地への不法投棄について

私有地への不法投棄に関して、不法投棄した者が判明しない場合は、個人財産（土地）に対して自治体が経費（税金）を投じることはできませんので、土地所有者（管理者）がその撤去費用などを負担しなければなりません。所有地の様子を定期的に確認し、草刈りやごみ拾いをするなど、不法投棄の未然防止のために、自分の土地の適切な維持管理を行いましょう。

### 不法投棄防止の看板設置について



町有地だけでなく不法投棄がひどい場所に関しては、看板の設置を行い、不法投棄防止の啓発に努めています。もし、ご自身の山林など私有地に設置された看板の撤去を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。また、各区長には、地区の了解を得た場所に設置するために、要望があれば看板をお渡ししています。

[お問い合わせ先] 環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112

🚨 不法投棄を警察に通報する場合 >>> 窪川警察署 ☎ 22-0110



## 不用品の不当な買い取り・処分にご注意を



不用品の買い取り・回収に軽トラックで巡回しているものや、チラシを配布したり、インターネットで広告しているものがあります。なかには、「無許可」の廃棄物回収業者があり、安易に処理を依頼するとおぼろげトラブルや不法投棄、不適正処理の原因になりますので、注意が必要です。

**事例 1** 「不用になった家電品を無料で処分する」と拡声器で呼びかける軽トラックが通ったので処分を頼んだら、無料のはずが高額な処分費用を請求された。

**事例 2** 「不用品を何でも買い取る」という電話があり、不用品の買い取りをお願いしたら、訪れた際に衣類以外のアクセサリーなど貴金属を出すように求められた。

※家電リサイクル法対象製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は、指定の業者・家電小売店にリサイクル料を支払って処分する必要があります。家電リサイクル法対象製品の処分方法については、次回の広報に掲載します。ごみの出し方についてご不明な点などございましたらお問い合わせください。

[お問い合わせ先] 環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112